

CAI Newsletter

Clean Asia Initiative [CAI] クリーンアジア・イニシアティブ ニュースレター

パリ協定の実施に向けて — 低炭素社会への変革

March 2016

vol.15



Contents

Topic COP21の結果について合意事項と今後のアクションに向けたプロセス

Feature 1 COP21 日本からの発信 — ジャパン・パビリオンの開催

Feature 2 途上国における緩和活動のベース作り支援

Feature 3 適応に関する日本の計画と海外協力 — 実施に向けた支援

Feature 4 コベネフィット・アプローチの推進



パリ協定の実施に向けて
— 低炭素社会への変革

Contents

Topic

2

COP21の結果について
合意事項と今後のアクションに
向けたプロセス

Feature 1

COP21
日本からの発信
— ジャパン・パビリオンの開催

4

6

Feature 2

途上国における
緩和活動のベース作り支援

Feature 3

適応に関する日本の計画と
海外協力 — 実施に向けた支援

8

11

Feature 4

コベネフィット・アプローチの
推進

Topic

COP21の結果について 合意事項と今後のアクションに 向けたプロセス

2015年11月30日から12月13日まで、フランス・パリ郊外で国連気候変動枠組条約第21回締約国会議 (COP21) が開催され、世界の気候変動対策に関する新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。気候変動枠組条約の下で、すべての国が参加する公平で実効的な枠組みに世界190以上の国が合意したことは、歴史的にも極めて重要な意味を持つものです。

我が国からは、11月30日に開催された首脳級会合に安倍総理大臣が出席したほか、2週目の12月6日からの閣僚級協議に丸川環境大臣ほか出席し、積極的に議論に参加しました。

パリ協定では、共通の目標として世界的な平均気温上昇を2℃より十分下方に保ち、また1.5℃に抑える努力を追求すること、また主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新し共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告・レビューすることが規定されました。また、適応に関する長期目標の設定と適応計画プロセス・実施への取り組み、先進国と並んで途上国からの自主的な資金提供、5年ごとの世界全体の状況を把握する仕組み等についても盛り込まれました。

我が国のパリ協定を受けた国内における対応は、2015年12月22日、地球温暖化対策本部において策定されました。まず、「日本の約束草案」で示した2030年度までに26%削減するという削減目標の達成に向けた国内対策に着実に取り組むため、この春までに地球温暖化対策計画を策定するとともに、政府としても率先して取組を実施するため、先導的な対策を盛り込んだ政府実行計画を策定します。また、地方自治体、企業、市民など、様々な主体が一丸となって地球温暖化対策に取り組むため、国民運動を強化し、様々な主体の連携、情報発信、意識改革、行動喚起を進めます。さらに、昨年11月に閣議決定した適応計画に基づく適応策を推進します。我が国の署名及び締結に向けて必要な準備を進めるとともに、パリ協定の実施に向けた国際的な詳細ルールの構築に我が国としても積極的に貢献していきます。

我が国はこれまで、途上国支援を実施してきました。COP21では、安倍総理から「美しい星への行動2.0 (ACE2.0)」を発表し、2020年に官民合わせて年間約1兆3,000億円の気候変動関連事業を実施することを表明しました。緩和策に関しては、開発途上国による適切な緩和行動 (NAMA) 構築の支援や国家温室効果ガスインベントリ策定支援、都市間連携や二国間クレジット制度 (JCM) などのメカニズムを活用した途上国への低炭素技術普及による低炭素社会構築の国際支援を進めています。適応策については、我が国における適応計画の策定に関する経験を活かし、途上国の適応計画策定や気候変動影響評価への支援を行うとともに、これらの知見を世界適応ネットワーク (GAN)・アジア太平洋適応ネットワーク (APAN) などを通じて共有し、気候変動に強靱な社会づくりに貢献していきます。さらに、途上国においては気候変動対策と同時に、深刻化している大気汚染や水質汚濁への対策が必要となってきたため、環境汚染対策と温暖化対策を同時に進めるコベネフィット・アプローチを活用し、途上国における複合型環境問題への取組みを支援しています。このニュースレターでは、パリ協定の実施に向けたこうした具体的な取組みを紹介します。



パリ協定の内容

- 世界共通の長期目標として2℃より十分下方に保ち、また1.5℃に抑える努力を追求
- 主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新、及び、共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、レビューを実施
- 二国間クレジット (JCM) を含む市場メカニズムの活用
- 森林等の吸収源の保全・強化の重要性、途上国の森林減少・劣化からの排出を抑制する仕組みに言及
- 適応に関する長期目標の設定、及び、各国の適応計画プロセスと実施への取り組みの規定
- 先進国が引き続き資金提供することと並んで途上国も自主的に資金を提供すること
- イノベーションの重要性に関する言及
- 5年ごとに世界全体の状況を把握する仕組みを決定
- パリ協定の発効要件において、国数及び排出量の記載

COP21 決定の主な内容

- パリ協定は2016年4月22日から2017年4月21日までニューヨーク (国連本部) にて署名のために公開。2016年4月22日にハイレベル署名式を開催。署名式で、もしくはできるだけ早い機会にこの協定に署名すること、また批准等を行うよう全ての締約国に招請
- パリ協定を実施するための細則を定めるための特別作業部会 (Ad Hoc Working Group on the Paris Agreement [APA]) を設置
- 各国の約束草案 (Intended Nationally Determined Contributions [INDC]) の強化のための促進的対話 (facilitative dialogue) を2018年に開催することを決定
- 産業革命前から1.5℃気温上昇による地球温暖化への影響、及び関連する温室効果ガス排出量経路についての特別報告書を2018年に提出するようIPCCに要請
- 2025年又は2030年までの期間についてのINDCを提出した締約国に対し、更新したINDCを2020年までに提供することを要請
- 長期的な温室効果ガス排出量低減開発戦略 (long-term low greenhouse gas emission development strategies) を2020年までにUNFCCC事務局へ提供することを各締約国に要請
- 全ての非政府主体の努力を歓迎し、そのスケールアップを招請
- 国内政策やカーボン・プライシングを含め、排出削減にインセンティブを与えることの重要性を認識

【出典】

日本政府代表团、「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議 (COP 21) 京都議定書第11回締約国会合 (CMP 11) 等 (概要と評価)」 <http://www.env.go.jp/press/files/jp/28727.pdf>
 COP21首脳会合における安倍総理大臣スピーチ http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page24_000543.html
 COP21閣僚級セッションにおける丸川環境大臣のステートメント <http://www.env.go.jp/annai/kaiken/h27/s1208.html>
 パリ協定の概要 http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page23_001436.html
 首相官邸 地球温暖化対策推進本部 (第32回) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/kaisai/dai32/gijisidai.html>

COP21

日本からの発信 — ジャパン・パビリオンの開催

ジャパン・パビリオンの開催の意義

ジャパン・パビリオンの開催の意義

11月30日から12月13日まで、フランス・パリ近郊において、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議 (COP21)、京都議定書第11回締約国会合 (CMP11) 等が行われました。日本政府は、上記開催期間中に「ジャパン・パビリオン」と称する展示・イベントスペースを設置し、“Transformation! -Low carbon & climate resilient society-”をメインテーマに、日本国政府、本邦各機関・組織、研究者等の取組の紹介や議論を行うイベントを多数開催しました。

COP21の議長国フランスは、COP21の柱の一つとして、都市・民間セクター・市民社会の行動をより活性化させるため、COP20で立ち上げられた「リマ・パリ行動アジェンダ」を掲げ、主要なグローバルレベル・国家レベル・地域レベルのリーダーの取組の推進や、国以外のアクターのパートナーシップ、行動促進のショーケース化への貢献を目指してきました。こうした背景を踏まえ、ジャパン・パビリオンは、世界中から集まってくる様々なステークホルダーを対象に気候変動対策に関する我が国の貢献

等を紹介し、また、そこに集う様々なステークホルダーが交流・対話を新しい協働につなげていけるような、新しいコミュニケーションの機会を提供することを目指しました。

ジャパン・パビリオンの概要 — 全体コンセプトとサブテーマの設定

気候変動を阻止し、未来を将来世代につないでいくためには、我々の社会を低炭素且つ強じん (レジリエント) な社会へと変えていかねばなりません。その認識に立って、前述の通り“Transformation! -Low carbon and climate resilient society-”というメインテーマを設定し、そのメインテーマのもと、「都市」、「森林」、「政策」、「技術」の4つのサブテーマを設定しました。

さらに、今回のジャパン・パビリオンでは、ステークホルダーの「繋がり」や「連携」を想起させるものとして、日本で古来から贈答品の飾り紐などに用いられている「水引」をモチーフとして採用し、各サブテーマのアイコンには、日本の伝統色を割り当てるなど、「日本ならではの」イメージ・メッセージを展開しました。

各サブテーマ (都市・森林・政策・技術) の主な発信内容

鬼木環境大臣政務官が、ジャパン・パビリオンの開会に際し、「我が国がその取り組みを発信するのみならず、様々なステークホルダーが集い、情報交換を行う場となるように」との期待を述べられました。ジャパン・パビリオンでは、期間中に、32のイベントが開催され、延べ1000名以上が訪れるという、大変盛況なものでした。

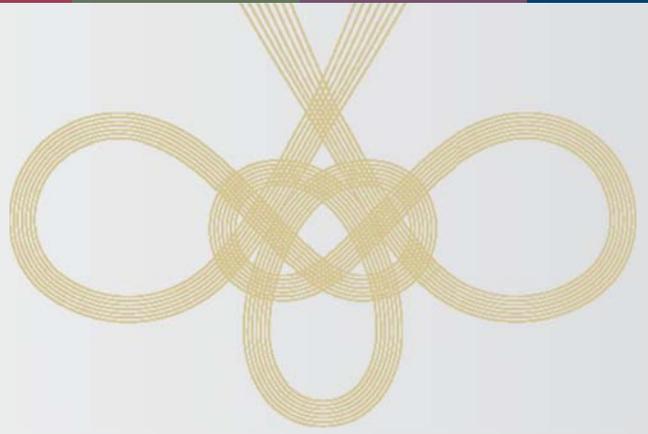
以下、各サブテーマの発信内容



鬼木環境大臣政務官

を、例を引いて簡単に説明します。

温室効果ガス排出量の抑制、気候変動に起因する災害や疾病などの影響という観点から、「都市」を低炭素化すること、また、「都市」が気候変動の影響に対応できる力を備えていくことが重要です。ジャパン・パビリオンでは、12月2日を「都市デー」とし、日本の自治体と海外の自治体の都市間連携に基づき、二国間クレジット制度 (Joint Crediting Mechanism: JCM) を活用して行っている低炭素且つ強じん (レジリエント) で持続可能な社会の構築に向けた取組等を紹介しました。



まず、北九州市が低炭素都市形成支援の取組を紹介しました。北九州市の姉妹都市であるベトナム・ハイフォン市は、「北九州モデル」を活用し、温室効果ガスの排出削減を進めつつ経済発展を維持するための「グリーン成長計画」を策定し、その計画に即して具体的なJCM案件を形成しています。また、このサイドイベントでは、「北九州モデル」を他のアジアの都市に展開し、アジアの都市の低炭素化に貢献している例として、インドネシア・スラバヤ市、マレーシア・パシグダン市及びタイ・ラヨン県でのそれぞれの取組についても紹介されました。

国立環境研究所(NIES)、マレーシア工科大学他によるサイドイベント「アジア低炭素都市に向けた先進的な取り組み」では、日本国や京都市、滋賀県で適用された低炭素社会実行計画立案手法がイスカンダル開発地域やプトラジャヤ市に、さらにはホーチミン市に展開されていること、また、プトラジャヤ市長およびイスカンダル開発庁長官から、東京都の地球温暖化対策報告書制度を、建築物省エネ・温室効果ガス排出量削減制度として当該地域に展開し、来年の実施を目指していることが紹介され、日本の自治体が有する低炭素社会実現に資する取組がアジアに展開されていることが示されました。

「森林」の保全も重要な課題の一つです。森林は、二酸化炭素の吸収源として重要な役割を果たすだけでなく、生物多様性の保全や、森林資源に経済的に依存している地元住民の生活の質の向上にとっても重要です。12月1日に行われたJICAデーでは、「森林」にスポットをあてた取り組みが紹介されました。国際協力機構(JICA)と宇宙航空研究開発機構(JAXA)によるサイドイベント「熱帯林監視システム～森林ガバナンス改善イニシアティブ」では、「だいち2号」の観測データを用いた違法伐採監視に熱帯林を有する各国から高い関心が寄せられていること、これを踏まえて、JICAとJAXAが共同で「森林変化検出システム」を構築し、衛星技術を活用して、世界の熱帯林保全に貢献していきたいことが示されました。

そして、これらの取組を推進し、支えるのが「政策」であり、「技術」です。日本は1980年代の初めから、アジアの国が気候変動

に適切に対応するための協力を、長期的な観点からシステムティック且つ継続的に進めてきています。特に気候変動という自然を相手にした政策形成は、正しい科学的知見に基づくものであるべきとして、アジア各国の気候変動政策の科学的基盤形成に力を注いできました。地球環境戦略研究機関(IGES)が開催したサイドイベント「アジアの大気汚染と気候変動統合アプローチ」では、短寿命気候汚染物質(SLCP)削減によって、アジアの深刻な大気汚染と温暖化緩和を同時且つ短期間に効果を出すことが可能であること、一方で科学と政策の統合、フィールドリサーチ実施のための能力強化などの課題もあることが紹介されました。

また、日本は二国間クレジット制度を構築し、優れた低炭素「技術」を、途上国に積極的に移転するとともに、その他のスキームも活用しながら途上国の気候変動への対処能力の向上を包括的に支援してきています。12月8日には、JCMに署名した16カ国が一堂に会する「第3回JCM/パートナー国会合」が開催され、丸川環境大臣の開式の辞に続き、参加者からJCMの進捗を歓迎し、引き続き協力してJCMを実施していくこと等が表明されました。



JAPON
PAVILION at the COP21 / CMP11
Transformation! - Low carbon & climate resilient society -

以上に紹介したものはほんの一例に過ぎず、ここで紹介できなかったイベントや、それぞれのイベントの詳細については、右記のURLにて公表しています。ぜひご参照ください。

▶ <http://cop21-japanpavilion.jp/>

途上国における 緩和活動のベース作り支援

NAMAガイドブックを通じた政策支援

01 NAMAガイドブックとは何か

NAMAガイドブックは、各国が実施している途上国における適切な緩和行動 (Nationally Appropriate Mitigation Actions [NAMAs]) の策定の取組を通して得られた知見をプロジェクト実施者に共有することを目的として、各国と協働して作成されました。ガイドブックには NAMAの要素や策定のアプローチ、アジアや世界における事例等が掲載されています。低炭素成長は、開発途上国に対してカーボン・ロックインや経済成長が停滞する「中所得国の罠」を回避する重要な概念であり、NAMAsは、持続可能な開発と低炭素成長を結合するための重要なツールです。同ガイドブックでは、初版ではNAMAの概念と、NAMAへのアプローチ方法、また各国の緩和取組を紹介しました。第二版ではNAMAの努力や技術移転、また隔年更新報告書 (BUR) の内容に関する議論を掲載しました。そして2015年に刊行された第三版では、低炭素でレジリエントな社会構築のための「変革のNAMA (Transformational NAMAs)」の実施が現在重要になってきていることを鑑み、この変革のNAMAに焦点を当てた内容を掲載しました。また、ケーススタディとして、第三版では国連気候変動枠組条約の下での気候技術セン

ター・ネットワークのNAMA実施支援事業、二国間クレジット制度 (JCM)、農業及び森林分野における変革的なNAMA活動、モンゴル及びタイのエネルギー分野でのNAMA活動、ベトナムの廃棄物分野でのNAMAのケーススタディ、ナミビアにおける再生可能エネルギーを活用した農村開発のNAMA活動を紹介しています。さらに、開発途上国がNAMAの計画段階から実施段階へ移行する上で直面している障壁を乗り越えるために、現在抱えている課題を明らかにすることを目的とした調査を、NAMAガイドブックの発行を担当している一般社団法人海外環境協力センター (OECC) のパートナー国に対して行い、その結果も本ガイドブックに記載しています。



02 NAMAガイドブックの活用状況

NAMAガイドブックは、現在様々な場所で活用されています。例えば、タイの温室効果ガス管理機構の国際気候変動研修センター (TGO CITC) や国連開発計画 (UNDP) での能力強化コースで教材の一つとして活用されました。また、独立行政法人国際協力機構 (JICA) で実施している温暖化対策コースでも、NAMAガイドブックに記載されているケーススタディを活

用した講義が実施されています。二国間クレジット制度 (JCM) 案件発掘事業に関連するホスト国でのワークショップ及び訪日研修で利用されたこともあります。さらにNAMAパートナーシップ (<http://www.namapartnership.org/>) やSouth Pole Group (<http://www.thesouthpolegroup.com/>) のウェブサイトでもこのガイドブックは紹介され、広く活用されています。

【出典】NAMA Guidebook (3rd Edition)
http://www.oecc.or.jp/pdf/NAMA+Guidebook_Third+Edition.pdf

アジアにおける温室効果ガスインベントリ整備に関するワークショップ (WGIA)

01 WGIAとは何か

国家温室効果ガスインベントリ (温室効果ガス排出・吸収目録、以下「インベントリ」という) は、当該国が国全体でどの程度の温室効果ガスを排出・吸収しているかを数値で示す目録であり、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) の下で、全ての締約国が締約国会議 (Conference of the Parties [COP]) に提出することが義務付けられています。

「アジアにおける温室効果ガスインベントリ整備に関するワークショップ (Workshop on Greenhouse Gas Inventories in Asia [WGIA])」は、アジア地域諸国のインベントリの精度向上

と、測定・報告・検証 (Measurement, Reporting and Verification [MRV]) に関するアジア地域の協力関係の促進を目的として、日本国環境省と国立環境研究所が2003 (平成15) 年度より毎年度開催しているワークショップです。

2015年度は、インドネシア国環境林業省と共に、8月4日 (火) ~6日 (木) にインドネシア・バリで第13回会合 (WGIA13) を開催し、日本を含む参加国13カ国の政府関係者、研究者及び国際機関等から、総計108名が参加して開催されました。

今までのWGIAには、他にも国連環境計画 (UNEP)、国連開発計画 (UNDP) 等が参加しており、また先進国からは米国、オーストラリア等がオブザーバーとして参加しています。

WGIA13 参加国	ブルネイ、カンボジア、中国、インド、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、韓国、タイ、ベトナム
国際機関等	気候変動に関する政府間パネル・インベントリタスクフォース・技術支援ユニット (IPCC TFI-TSU)、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 事務局、国連食糧農業機関 (FAO) 等



02 WGIAにおけるグッドプラクティス

本ワークショップでは、インベントリ作成に関する情報を中心としたMRV関連情報をワークショップ参加国間で共有することで、非附属書1国におけるMRV能力向上に貢献しています。また、参加各国のインベントリ作成担当行政官及び作成実務担当者、国際機関等のリソースパーソンを中心としたMRV専門家が毎年1度このワークショップで集結しており、この集結した専門家間の情報共有を通じてMRVに関するネット

ワークが構築されてきました。このネットワークを通じて、ワークショップの場以外での協働活動も活発化してきています。さらに参加国のインベントリ担当者同士が、互いのインベントリを詳細に学習し、意見交換を通じて改善を図る活動である相互学習では、具体的な相手国のグッドプラクティスや課題をより深く学習することができるようになってきました。

【出典】国立環境研究所 温室効果ガスインベントリオフィスウェブサイト
<http://www-gio.nies.go.jp/wgia/wgiaindex-j.html>

適応に関する日本の計画と海外協力 — 実施に向けた支援

1 適応に関する日本の計画

背景

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第5 次評価報告書によれば、2081年から2100年の世界の平均地上気温は、1986年から2005年の平均よりも最小で0.3℃、最大で4.8℃上昇すると予測しています。温暖化対策には、大きく分けて「緩和」と「適応」の2種類があります。緩和は温室効果ガス排出を抑制することで、最優先で取り組む必要があります。そして、緩和を実施しても温暖化の影響が避けられない場合、その影響に対して自然や人間社会のあり方を調整していくのが、適応です。近年顕著になりつつある温暖化のリスクは、国や地域によってさまざまです。あらゆる場所で有効な適応の方法というものはありません。その地域に適した法制度の制定や社会システムの整備などの適応策を講じていく必要があります。

日本の適応計画とは

2013年7月より中央環境審議会において気候変動による影響の評価について審議を行い、2015年3月に気候変動影響評価報告

書を取りまとめました。気候変動影響評価報告書では、どのような分野や項目で影響が現れるのか、また対策が必要となるのかなどを抽出することができるよう7つの分野、30の大項目、56の小項目に整理し、気候変動の影響について、500点を超える文献や気候変動及びその影響の予測結果等を活用して、重大性、緊急性及び確信度の観点から評価が行われました。

これを踏まえ、2015年11月27日に「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定されました。本計画は、気候変動の影響への適応策を計画的かつ総合的に進めるため、環境省が中心となり関係府省庁と共同して作業を進め、我が国として初めて策定したものです。現在及び将来の気候変動の影響に対応していく上での国全体の取組の方向性を示しています。第1部で、目指すべき社会の姿や基本戦略などの基本的考え方、第2部で、農林水産業、自然災害、国民生活、産業・経済活動など7つの分野において今後10年間に関係省庁が連携して実施する施策、さらに第3部では、調査・研究、地域での取組の推進、国際的施策等の基盤的な施策を定めています。

【気候変動の影響への適応計画について】

<p>基本的考え方 (第1部)</p> <p>■ 目指すべき社会の姿</p> <p>気候変動の影響への適応策の推進により、当該影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築</p>	<p>■ 基本戦略 (1) 政府施策への適応の組み込み (2) 科学的知見の充実 (3) 気候リスク情報等の共有と提供を通じた理解と協力の促進 (4) 地域での適応の推進 (5) 国際協力・貢献の推進</p> <p>■ 対象期間 21世紀末までの長期的な展望を意識しつつ、今後おおむね10年間にわたる基本的方向を示す。</p>	<p>■ 基本的な進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> 観測・監視や予測を行い、気候変動影響評価を実施し、その結果を踏まえ適応策の検討・実施を行い、進捗状況を把握し、必要に応じて見直す。このサイクルを繰り返す。 おおむね5年程度を目途に気候変動影響評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行う。
<p>分野別施策 (第2部)</p> <p>■ 農業・森林・林業・水産業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 影響: 高温による一等米比率の低下や、りんご等の着色不良等 ● 適応策: 水稲の高温耐性品種の開発・普及、果樹の優良着色系品種等への転換等 <p>■ 水環境・水資源</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 影響: 水温、水質の変化、無降日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加等 ● 適応策: 湖沼への流入負荷低減対策の推進、渇水対応タイムラインの作成の促進等 <p>■ 自然生態系</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 影響: 気温上昇や融雪時期の早期化等による植生分布の変化、野生鳥獣分布拡大等 ● 適応策: モニタリングによる生態系と種の変化の把握、気候変動への順応性の高い健全な生態系の保全と回復等 	<p>■ 自然災害・沿岸域</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 影響: 大雨や台風の増加による水害、土砂災害、高潮災害の頻発化・激甚化等 ● 適応策: 施設の着実な整備、設備の維持管理・更新、災害リスクを考慮したまちづくりの推進、ハザードマップや避難行動計画策定の推進等 <p>■ 健康</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 影響: 熱中症増加、感染症媒介動物分布可能域の拡大等 ● 適応策: 予防・対処法の普及啓発等 <p>■ 産業・経済活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 影響: 企業の生産活動、レジャーへの影響、保険損害増加等 ● 適応策: 官民連携による事業者における取組促進、適応技術の開発促進等 <p>■ 国民生活・都市生活</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 影響: インフラ・ライフラインへの被害等 ● 適応策: 物流、鉄道、港湾、空港、道路、水道インフラ、廃棄物処理施設、交通安全施設における防災機能の強化等 	<p>基盤的・国際的施策 (第3部)</p> <p>■ 観測・監視、調査・研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地上観測、船舶、航空機、衛星等の観測体制充実 ● モデル技術やシミュレーション技術の高度化等 <p>■ 気候リスク情報等の共有と提供</p> <p>気候変動適応情報にかかるプラットフォームの検討等</p> <p>■ 地域での適応の推進</p> <p>地方公共団体における気候変動影響評価や適応計画策定を支援するモデル事業実施、得られた成果の他の地方公共団体への展開等</p> <p>■ 国際的施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開発途上国への支援 (気候変動影響評価や適応計画策定への協力等) ● アジア太平洋適応ネットワーク (APAN) 等の国際ネットワークを通じた人材育成等への貢献等

2 適応に関する海外協力

国際的な取組み

環境省は、適応分野に関する国際ネットワークを支援し、知見共有や資金拠出を行うことにより、適応分野の人材育成へ貢献しています。

世界適応ネットワーク (GAN)



2009年の気候変動枠組条約締約国会議(COP15)で、(国連環境計画(UNEP)が他の国連組織や国際機関と連携して提唱したネットワークで、各地域における適応に係る知見共有ネットワークを束ねています。環境省は、気候変動に脆弱な途上国のコミュニティ・生態系・経済を気候変化に強靱にするため、地域を越えた知見共有の支援を実施しています。

アジア太平洋適応ネットワーク (APAN)

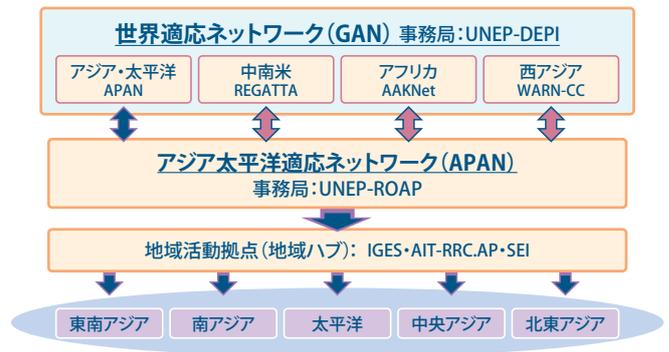


2009年にGANの下でアジア太平洋地域の活動を担う初の地域ネットワークとして設立しました。環境省は設立当初から支援を行っており、地域における適応に係る情報・知識の共有を通じた途上国の人材育成、適応対応に貢献しています。アジア太平洋気候変動適応フォーラムには、各回500名以上の参加者を得ています。

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN)



アジア太平洋地域における地球変動研究の支援を目的として1996年にスタートした、アジア太平洋地域の22カ国から成る政府間ネットワークです。適応を重点的に、共同研究や開発途上国の研究能力開発・向上のプログラムといった、公募型プログラムを通じて、これまで多くの地球変動研究を支援しています。



研究事例の紹介

気候変動に配慮した土地利用の改善 緩和及び適応策の統合的実施に向けた パイロット事業

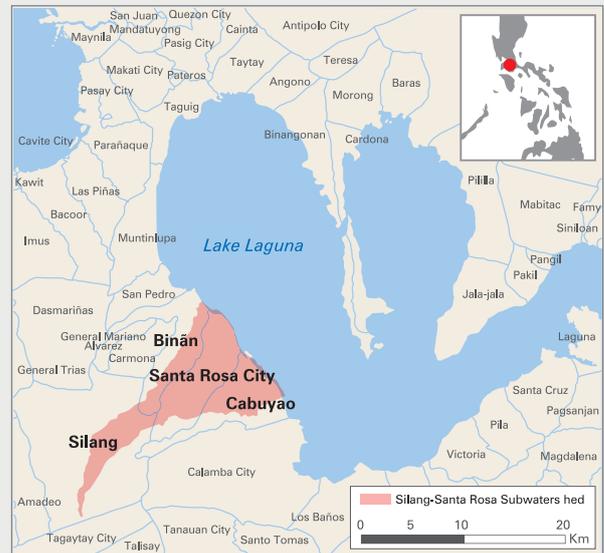
気候変動の緩和策と適応策を総合的に実施することによる相乗効果が明らかとなる一方で、それらの対策の統合方法について共通の理解が十分に得られているとは言えないのが現状です。統合的政策を実現する一つの方法は、地方レベルでの土地の利用と管理を包括的に進めることであると考えられます。こうしたアイデアを検証するために、環境省と低炭素国際研究ネットワーク(LCS-RNet)の支援の下、(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)とフィリピン大学ロスバニョス校(UPLB)は、フィリピンの地方自治体とのパイロット事業を2014年に始めました。本パイロット事業は、河川流域の広域的な視点からのリスク評価や、生態系サービスの活用を含む対策立案を実施することを通して、地方レベルでの、特に土地利用の計画と管理における適応及び緩和策の統合的実施に関する手法の開発と検証を行っています。

対象地域は、フィリピンの首都であるマニラから南へ約40km、同国で最大のラグナ湖沿岸にあるシラン・サンタロサ川流域で、ここ数十年間に、急速な都市化と工業化による工業用地への大規模な土地転換が行われた地域です。人口の増加や土地利用の変化は、気候変動の進展とともに、流域の水資源に変化をもたらし、その結果、飲料水や公衆衛生、食料安全保障に深刻な影響を与えているのみならず、洪水や地滑りなどの甚大な自然災害の一因となっています。



シラン・サンタロサ川流域における洪水被害 (E. C. Creencia氏提供)

本事業を通じて、フィリピンの地方自治体による土地利用計画・管理には、適応と緩和の双方に配慮した包括的な取り組みが重要であることが明



フィリピン国シラン・サンタロサ川流域

らかになりました。また、気象関連災害、特に気候変動によってより深刻化することが予測される洪水への効果的な対応には、流域レベルでの自治体間の連携が必須であることも明白になりました。本パイロット事業の支援の下、対象自治体は、現時点で入手可能な情報・データを基に気候変動対策の必要性や実施可能性等を検討した結果、次の項目を含む暫定的な対策リストを作成しました。

- ゾーニング・開発規制・建築基準の強化
- 緑地・グリーンビルディング・都市農業の導入
- 護岸や浚渫、河川清掃の実施
- 浸水想定区域内の不法入植者の移転
- 情報提供、意識啓発
- 法の執行の強化
- 開発の際の流出を軽減する措置

【出典】本事業パンフレット http://pub.iges.or.jp/modules/envirolib/upload/5599/attach/IGES_A4_4p_j_0312-3.pdf

適応に関する 国際ワークショップの開催

気候変動適応策の立案および実施に係るニーズと課題

環境省は、公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)とともに、2015年10月1-2日にタイ王国・バンコクにおいて、アジア太



平洋地域における国レベルの適応計画の策定や気候変動影響評価の実施に係る現状とニーズの把握を目的とする「アジア太平洋地域における気候変動影響評価および適応計画策定に関する能力向上ワークショップ:気候変動適応策の立案および実施に係るニーズと課題」を開催しました。

アジア太平洋地域において、国別適応計画(National Adaptation Plans、以下NAP)策定済みの国がまだまだ少ないといった現状に対処する上で、NAP策定プロセスやNAP策定に必要な不可欠な気候変動影響評価等に係る様々なニーズや課題の把握が急務となります。そこで、本ワークショップでは、アジア太平洋地域14カ国(バングラデシュ、ブータン、カンボジア、フィジー、インドネシア、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ネパール、フィリピン、サモア、スリランカ、タイおよびベトナム)から、気候変動適応分野に従事する政府関係者、ドナー実施機関および研究者が参加し、適応計画の策定および気候変動影響評価の実施に係る現状とニーズについて、知見の共有と能力の向上が図られました。

【出典】

<http://www.asiapacificadapt.net/events/workshop-capacity-building-climate-change-impact-assessments-and-adaptation-planning-asia>

モンゴルにおける 気候変動影響評価の支援

環境省は、2015年5月の日モンゴル環境協力覚書に基づき、「2015年度モンゴルにおける気候変動影響評価支援業務」を実施しており、その一環として、モンゴルの適応の計画への反映を視野に入れた気候変動影響評価の支援をモンゴル側政府機関及び研究機関等と協働して実施しています(日本側は、日建設計シビルと中央大学とのコンソーシアムにより対応)。とくに、モンゴルにおいて気候変動影響が大きいと考えられる農業、牧畜、水資源等の分野を中心に、影響評価支援事業を実施するための調査及び基盤づくりを行っています。

同年9月には、日本側とモンゴル側学識者によるスコーピングワークショップおよび政策決定者会議をウランバートルにおいて開催し、各分野からの気候変動に関する脆弱性や解決すべき課題が議論されました。それにより、将来の高温・乾燥化の進行によって、農業利水の減少による作物への影響や、牧草地の変化や降雪量の増加等による牧畜活動への影響などを明らかになりました。



研究者によるスコーピングWS



政策決定者との協議

コベネフィット・アプローチの推進

コベネフィット・アプローチは、環境汚染対策と温暖化対策を同時に進める取組みであり、2008年の北海道洞爺湖サミットの宣言文に盛り込まれるなど、国際的な認知度も高まっています。また、鳩山イニシアティブにおいても、途上国に対する緩和行動への支援を行う場合には、コベネフィット・アプローチの有益性にも十分配慮すべきであるとしています。日本はアジアの途上国を中心に、環境汚染対策と温室効果ガスの排出削減対策を同時に効果的に達成するコベネフィット（共通便益）・アプローチを政策ツールとして推進してきており、環境省では、主に、二国間協力、多国間協力、及び評価手法の開発に取り組んでいます。

中国

中国におけるコベネフィット型低炭素社会構築支援

中国は工業化および都市化に伴う大規模なエネルギー消費の拡大の結果、2007年以降、米国を抜いて世界最大の温室効果ガス（CO₂）排出国となり、大気や水質の汚染が問題になっています。日本は、中国と2007年12月に交わした「コベネフィット研究とモデル事業の協力に関する意向書」に基づいて2008年より協力事業を開始しています。2011年に開始した第2フェーズでは中国第12次五カ年計画において総量規制の対象となったNOxの排出削減対策やセメント工場における下水汚泥処理

技術の導入によるコベネフィットの効果を検討してきており、併せてガイドラインの作成やセミナーの開催等による能力向上への支援を実施しています。2014年度には、中国の中央政府および地方政府の関係者を日本国内に招き、訪日研修が実施され、NOx及びGHGの削減に資する国内保有技術や政策に関し、中国側関係者に新たなインプットが提供され、実現可能なコベネフィット技術の発掘と、中国国内で展開可能な政策のスクリーニングを支援するための情報共有がなされました。

インドネシア

インドネシアの水産業におけるコベネフィット型排水対策

インドネシア国は農林水産分野を含め2020年までに温室効果ガス排出量を2005年比で26%削減する目標を掲げています。一方、同国は水産業が盛んですが、多くの工場では適切な排水処理対策が採られておらず、汚水が未処理のまま河川や海に放出されているため適切な排水処理対策が課題となっています。同国とも2007年12月に日インドネシア環境大臣間で締結されたコベネフィット二国間協力（2011年9月、2015年7月更新）に基づき協力が進んでいます。本事業では、水産加工場におけるコベネフィット型の排水処理対策を進め、温室効果ガスの排出

削減効果と排水の水質改善効果を算定し、同国の環境管理対策の能力強化及び政策提言を行うことを目的としています。水産加工場の排水処理施設の導入は、導入コスト、排水処理技術に関するノウハウが十分でないことや、排水処理のエンジニアリング会社のチャンネルを持たないことが課題とされています。また、水産加工業は小規模な企業が多いため、複数の工場が共同で排水処理を行うことなどの視点で対策を検討することが必要と考えられています。

モンゴル

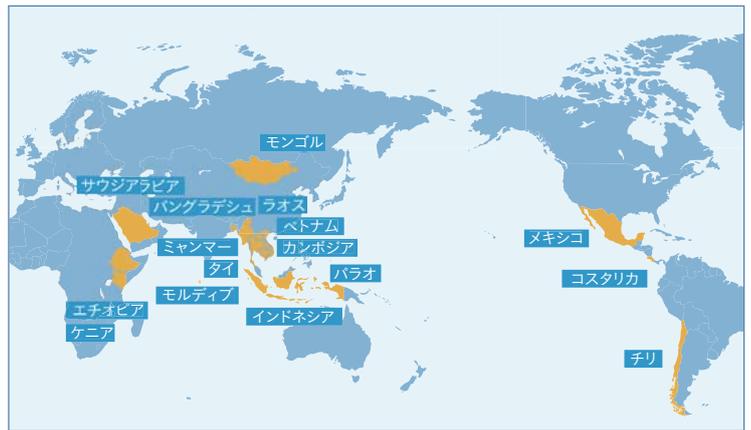
モンゴル国におけるコベネフィット型環境汚染対策

モンゴル国では発電や家屋の暖房等のためのエネルギー供給を石炭に大きく依存しており、近年人口増加が著しい首都ウランバートルでは、石炭燃焼に伴う冬季の大気汚染が深刻な問題となっています。環境省は、モンゴル国と低炭素発展パートナーシップの推進として二国間クレジット制度（JCM）の実施を進めています。本事業では、ウランバートル市内の中学校に設置されている、モンゴル国産の熱供給設備である石炭焚き熱供給専用ボイラ（Heat Only Boiler: HOB）の改良や、設備の保守

・管理といった能力強化支援を通じた環境改善効果の算出を行い、モンゴル国における温室効果ガスの排出削減と大気汚染の改善に寄与するコベネフィット型の環境管理対策への政策提言を行うことを目的としています。2014年度には、エアヒーター等の煙風道関連設備の改良とそのコベネフィット効果の試算、また、HOBの運転・保守管理ガイドライン（案）の作成や、それに基づく運転研修会や訪日研修による能力構築等を行いました。

二国間クレジット制度(JCM)のパートナー国

日本は、2011年から発展途上国と本制度に関する協議を行っています。2016年1月現在、モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイの16カ国とJCMを構築しています。



JCMの各種ポータルサイトの紹介

環境省は、JCM大規模案件形成支援のため、相手国、相手国の都市、国内のステークホルダーの情報提供を主に行う場として、企業及び自治体などに向けたウェブサイトを開設しています。

詳細は、以下の各ポータルサイトをご確認ください。

アジアの低炭素発展に向けた情報提供サイト

<http://www.env.go.jp/earth/coop/lowcarbon-asia/>

主な掲載情報

- 国際交渉や関連制度の動向
- アジア諸国の行政機関
- アジア諸国の低炭素・環境関連政策
- 政府等の海外展開支援制度



アジアの低炭素発展に向けたビジネス連携支援サイト

<http://lowcarbon-asia.org/>

主な掲載情報

- 本邦企業が保有する低炭素技術情報
- 海外展開に関する相談窓口
- 海外での環境ビジネス支援を得意とするコンサルタント情報



アジアの低炭素発展に向けた自治体等への情報提供サイト

<http://www.env.go.jp/earth/coop/lowcarbon-asia/localgov/>

主な掲載情報

- 国際環境協力に関する支援策
- 企業とのコンソーシアム情報
- 自治体の国際的なネットワーク・連携協力活動

